

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣
菅 義偉

法律第七十五号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項」を「(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)」第十八條(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九條第一項(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。))並びに附則第七條第一項」に改める。
(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七條 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六條第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六條及び第二十七條を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三條第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九條の二第一項の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。))が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六條第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)」と、第二十五條第一項中「市町村」を「市町村」とする。
府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五條の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。
4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八條又は第九條の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
二 第一項の規定による指示をしようとするとき。
三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

第八條 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三條第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防

接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第三十四条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
第四十條中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改め、「場合」の下に「同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)についての第二条の規定による改正後の検疫法第三十四条第二項の規定の適用については、「状況」とあるのは、「状況、当該感染症に係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七條第一項の規定による予防接種の実施の状況」とする。
(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項中「第六條」を「第六條及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項」を「(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八條(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九條第一項(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。))並びに附則第七條第一項」に改める。
(外国軍用艦船等に関する検疫法特例及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四條の規定」を「第三十四條第一項の規定」に改める。

一 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一十号)第八條
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第十五條の二第一項及び第十五條の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法附則第七條第一項の予防接種の実施」を加える。

(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第五項中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百四十六号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「限る。」の「限る。」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」の「に改め、同条第二項中「限る。」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加える。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

5 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）、及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の項第一号中「限る。」の「を」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」の「に改め、同項第二号中「限る。」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加え、同表新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の一部改正）

第三条 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条（見出しを含む。）中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第九十九号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

（健康保険法施行規則の一部改正）
（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三〇十一（略）</p>	改 正 前	<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三〇十一（略）</p>
-------------	--	-------------	--

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三〇十二（略）</p>	改 正 前	<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三〇十二（略）</p>
-------------	--	-------------	--

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>三(十二 (略)</p>	<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>三(十二 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(介護保険法施行規則の一部改正)
第四条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)
第五条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二 十 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二 十 (略)</p>
---	---

(新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部改正)
第七條 新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和二年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令</p> <p>新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により檢疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合には、同令第六條第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六條の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令</p> <p>新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により檢疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合には、同令第六條第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六條の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附則

この省令は、公布の日から施行する。